県北振興局専決許可 - 新規許可申請を受け付ける漁業 -

県北振興局専決許可 -新規許可申請を受け付ける漁業-												
知事許可漁 漁業種類 業の種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数	資格	整規則第14 条第1項第1 号に規定する 知事が別に定 める継続の許 可対象の有無	整規則第14条第1項第4	則第11条第1項 に規定する許可又 は起業の認可を申	る許可又は起業の認可をするかどうかの判 断に関し必要と認める書類	長崎県漁業調整規則第13条第1項に規定する許可等の条件	
機船船のき 2 そうひき船のき 網漁業 網漁業 網漁業 区)	1. 共同漁業権北共第17号の区域 2. 共同漁業権北共第17号の区域 ただし、平戸市大久保町イナリ崎と松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻を直線で結んだ線以南の区域 ただし、平戸市大久保町イナリ崎と松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻を直線で結んだ線以南の区域 ただし、平戸市田野大瀬崎、平戸市田平町大瀬崎、平戸市町横島南端と同市田平町横島南端と同市同町大瀬崎、平市町横島高高潮時海とを結ぶ線以南の区域 ただし、平戸市田で国まれた区域を除く 4. 共同漁業権北共第7号の区域 ただし、次のイ、たる直線によって囲まれた区域を除く 4. 共同漁業権北共第7号の区域 ただし、次のイ、だ各直線によって囲まれた区域をによって囲まれた区域を除る イ 平戸市田平町福崎免長戸鼻突端標識から真方位 ロ 松浦市御島標識を結ぶ。270度2,000メートルの地点 ハ 松浦市星鹿町岳崎免津崎鼻標識から真方位270度2,000メートルの地点 エ 松浦市星鹿町青島免青地高島地高山がら真方位270度1,000メートルの地点 ホ 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度1,000メートルの地点 ト 松浦市星鹿町青島免青島北西端から真方位270度1,500メートルの地点 ト 松浦市星鹿町高島免青島北西端から真方位270度1,500メートルの地点 ト 松浦市星鹿町高島・東江川河直岸標識から真方位270度1,500メートルの地点 ト 松浦市星鹿町高尾川河市地上標識と平戸市田町長月市大町高尾川河市田野田高崎・大の波上の元と松浦市町田田町田町高崎・大の波上の市と松浦を結ぶ直線の中央と、イを結ぶ直線上イから500メートルの地点		定めなし	定めなし		長崎県平戸市る者	対 家と す	対象とする	令和6年3月12日から令和6年4月12日	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本 (法人にあっては、定款及び登記簿抄本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明書 ⑤漁業権者の同意書 ⑥漁業許可の適格性に関する申立書	1. 操業時間 夜間 (日没から日の出まで) 操業してはならない。 2. 船体表示 当該許可を受けた船舶 (船外機船又は船内外機船を除く) は、船尾に船名を文字の大きさ15センチメートル以上で明瞭に表示しなければならない。	(許可日)から令 和9年7月31 日まで